

☆在留届及びたびレジ登録のお願い

<在留届>

外国に3か月以上滞在する日本人は、在外公館に「在留届」を提出することが義務づけられています。在留届を提出いただければ、当地における行政サービスや緊急事態が発生した場合には、当館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられます（例えハリケーンや山火事の状況や最近ではコロナウイルスに関連するクイーンズランド州の状況を「領事メール」でお知らせしています）。当館窓口以外でも、インターネット（ORRnet）や郵送による届出も可能ですので、届出を出されていない方は早期の届け出をお願いいたします。

在留届について詳しくはこちら <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>
インターネットでの届出はこちら <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

<たびレジ>

滞在期間が3か月未満で海外旅行や海外出張される方が、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡などが受け取れるシステムです。現在海外にお住まいの方も、別の国へ旅行や出張する際にはぜひご利用下さい。

たびレジについての詳細及びインターネットでの登録はこちら
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>